

## 焼津市立地工場等事業継続強化事業費補助金【制度概要】

項目	詳細	
対象業種	製造業 自然科学研究所 ソフトウェア業 物流施設	
事業期間	用地取得後、2年以内	
適用要件	<p>【製造業に係る工場】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・1,000平方メートル以上の用地取得</li> <li>・県内雇用現状維持(減少しないこと)</li> <li>・対象施設の従業員1人以上</li> </ul> <p>【自然科学研究所・ソフトウェア業・研究所】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・研究施設面積200平方メートル以上</li> <li>・県内雇用現状維持(減少しないこと)</li> <li>・対象施設の研究員1人以上</li> </ul> <p>【物流施設】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・1,000平方メートル以上の用地取得</li> <li>・県内雇用現状維持(減少しないこと)</li> <li>・対象施設の従業員1人以上</li> <li>・流通加工用設備等の設置〔別表(下記)〕</li> </ul> <p>【共通】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・原則として事業継続計画(※1)などに基づく移転または分散であること。 〔平成23年3月11日以前より、地震被害想定区域内に立地している工場等を、想定区域外または想定区域内(市長が別に定める要件に該当する区域 ※2に限る。)に設置すること。〕</li> <li>・事業継続計画が無い場合はこれに準ずるものとして市長が別に定める要件に該当するもの。 (注意) 従業員数について、パートタイマーは2分の1換算</li> </ul>	
補助率等	用地取得費の20% 新規雇用50万円/人	
補助限度額	2億円	
適用回数	事業継続計画に基づく工場等の移転または分散	複数回可能
	事業継続計画が無い場合	1企業につき1回のみ

別表(物流施設については、下表の設備を2種類以上備える必要あり。)

種類	設備
物資の仕分及び搬送の自動化など荷さばきの合理化を図るための設備	自動仕分装置(自動制御または遠隔制御により物資を仕分けるものに限る。) 自動搬送装置(自動制御または遠隔制御により物資を搬送するものに限る。) 自動化保管装置(遠隔制御により貨物の出し入れを行うものに限る。) 垂直型連続運搬装置(2以上の階に貨物を運搬するものに限る。) 電動式密集棚装置(遠隔制御により保管棚の移動を行うものに限る。) 貨物保管場所管理システム(電子情報処理組織に基づき施設内における貨物の保管場所を特定するシステムに限る。) 搬入用自動運搬装置および搬出用自動運搬装置(自動検量機構を有するものに限る。) 
物資の受注および発注の円滑化を図るための情報処理システム	データ交換システム(取引の相手方その他の関係者との間で商取引に関するデータを電子的に交換するシステムに限る。)
流通加工の用に供する設備	流通加工の用に供する設備

### ※1 事業継続計画とは

災害や事故が発生した際に、従業員の生命と会社の財産を確保した上で、中核となる事業を継続または早期復旧することで、顧客からの信用と従業員の雇用を維持し、会社を存続させることを目的とする計画。

### ※2 地震被害想定区域内(市長が別に定める要件に該当する区域)とは

①移転又は分散を行おうとする工場等が現存する地震被害想定区域で想定される被害よりも、被害の程度が小さい区域。

②移転又は分散を行おうとする工場等が現存する地震被害想定区域で想定される被害であって、当該被害とは異なる被害が想定される区域。